

有機 J A S 認証、G A P 認証取得等支援事業のうち
G A P 認証審査円滑化支援事業に係る公募要領

第 1 総則

G A P 認証審査円滑化支援事業（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第 2 事業の目的

輸出を目指す農業者の G A P 認証取得に係る事務負担や経済的負担の軽減に資するため、事業実施主体が、G A P の認証審査を行う者（以下「G A P 認証審査員」という。）を対象として、G A P 認証審査の円滑化等を実現するための支援を実施します。

第 3 事業の内容等

本事業の内容等の事業の詳細については、別記 1 に定めるとおりとします。

第 4 補助率

定額とします。

第 5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間とします。

第 6 申請書類の作成及び提出期限等

本事業への応募を希望する民間団体等（以下「応募者」という。）は、次の申請書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

なお、提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

1 申請書類

- （1）応募申請書（別添様式第 1 号）
- （2）事業実施計画書（別添様式第 2 号）
- （3）（2）に関する添付書類
- （4）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（別添様式第 3 号）
- （5）申請書類チェックシート

2 提出期限、提出先及び提出部数

提出期限、提出先及び提出部数については、公示のとおりです。

3 提出に当たっての留意事項

- (1) 申請書類は、申請様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合には、審査の対象にならない場合があります。あるほか、採択決定又は補助金の交付決定が取り消される場合があります。
- (3) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として電子メールによることとし、やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）、持参も可としますが、ファックスによる提出は受け付けません。申請書類をメールで送付する場合は、件名を「GAP認証審査円滑化支援事業申請書（〇〇〇〇）」としてください（※〇〇〇〇は申請者名）。また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名を「GAP認証審査円滑化支援事業申請書（申請者名）その〇（※〇は連番）」と記載してください。なお、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、4の問い合わせ先に御連絡ください。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことを証明できる方法により送付ください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。申請書類は応募者ごとに1に掲げる申請書類を一つの封筒に同封し、「GAP認証審査円滑化支援事業申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、提出してください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (7) 申請書類の審査に当たり、国から応募者に申請内容の確認等を行う場合があります。

4 問い合わせ

問い合わせ先は次のとおりです。なお、問い合わせの受付時間は、土・日・祝日を除く日の午前 10 時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とします。

農林水産省農産局農業環境対策課GAP推進グループ

電話番号：03-6744-7188

メールアドレス：gap/atmark/maff.go.jp

（注）スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので送信の際は、「@」に変更して送信すること。

第7 補助金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類について、事業担当課等において書類確認及び事前審査を行った後、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより設置される選定審査委員会（以下「委員会」という。）が審査（書類審査）を実施します。委員会は、各申請書類について別記2の審査基準に基づくポイント付けを行い、ポイントの高い順に優先順位を定めます。委員会の審査結果に基づき、農産局長が事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

2 審査の観点

委員会は、事業実施計画、事業費、事業実施体制の妥当性等の観点から審査を行います。具体的な内容は審査基準のとおりです。

なお、申請書類の提出があった日の前3年以内に、適正化法第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しが行われた補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行なった補助事業者等が応募者である場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において取消しの事実を考慮するものとしします。

3 審査結果の通知

審査結果については、委員会における審査等の手続が終了した後、応募者に書面で通知し、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものとします。

なお、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

4 審査内容の非公開等

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。

また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第8 重複申請等の制限

国は、応募者又は事業実施主体（以下「応募者等」という。）が、同一の内容で、現に国から他の補助金等の交付を受け、又は受けることが決定している場合には、応募者等を書類審査の対象から除外し、又は採択決定若しくは補助金の交付決定を取り消すものとします。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えありませんが、国の他の補助金等についての採択の結果によっては、この事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第9 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記録・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めるものとします。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用

に当たっては、最少の費用で最大の効果があげられるように経費の公正かつ効率的な使用に努めるものとします。

- (3) 事業実施主体は、必要に応じ、交付された補助金の一部を、共同で事業を行う民間団体等（以下「分担事業者」という。）に配分することができるものとする。

この場合、事業実施主体の代表者（以下「事業代表者」という。）は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理の管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することのないように十分注意するとともに、会計担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めるものとします。

- (4) 事業実施主体事業代表者及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、最少の費用で最大の効果があげられるように経費の公正かつ効率的な使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金に係る経理管理を当該団体の会計部局等において実施するものとする。なお、特殊な事情により、当該団体の会計部局等が補助金の経理管理を実施することができない場合には、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。

2 事業の推進

事業実施主体は、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業実施要領（令和4年12月2日付け4農産第3571号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産等の管理

本事業により事業実施主体が取得し、又はその効用が増加した事業設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。（事業代表者個人には帰属しません。）

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

この場合において、当該取得財産を処分したことによって得た収入につい

ては、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に当たっては、次の条件を遵守することを御了解の上、御応募願います。

- （１）本事業により得られた成果について、事業実施主体が知的財産権の出願や取得を行った場合には、遅滞なく国に報告しなければなりません。
- （２）国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用許諾を事業実施主体に求める場合には、事業実施主体は、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとします。
- （３）本事業期間中及び本事業終了後５年の間、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に国と協議してその承諾を得なければなりません。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体は、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が発生した場合には、補助事業の実施期間中の各事業年度終了後及び事業終了年度の翌年度以降の５年間、毎年、収益状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の６月末日までに農産局長に提出するものとします。

なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとします。

6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業の結果、成果等の事業実施状況に係る報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の７月末日までに別記様式第３号により農産局長に提出するものとします。

7 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果（本事業の実施に関連して、事業実施主体が自己負担した経費等に基づく成果を除く。）及び交付を受けた補助金の使用結果について、補助事業終了後遅滞なく、国に必要な報告を行わなければなりません。

また国は、報告のあった事業成果を、補助事業者の承諾を得ずに無償で活用（本事業の成果を基にした情報システムの開発業務等を行うものとして国が認めた第三者への事業成果の開示を含む）できるほか、補助事業者の承諾を得て概要等を公表できるものとします。

8 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

9 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければなりません。

第10 補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合又は事業実施主体による本事業の実施が事業実施計画に従って適正かつ効率的に行われていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとします。返還については、自然災害等の事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとします。

- (1) 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 事業成果の評価等の報告を怠った場合
- (3) 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農産局長がこれを承認した場合を除く。）

第11 指導監督

国は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するものとします。

また、国は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとします。

第12 その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

別記 1

第 1 事業内容

事業の目的を達成するため、本公募で応募者の中から選定された事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、以下の取組を行います。

1 検討会の開催

GAP 認証審査の円滑化に効果的な研修を実施するため、当該審査に関する専門家等の構成員から構成される検討会を開催し、GAP 認証審査員を対象とする研修会のカリキュラム等についての検討を行うこととします。

2 研修会の開催

ア GAP 認証審査員を参加対象とする研修会を開催するものとします。

イ 研修会の開催に当たり、GAP 認証の審査を行う機関（以下「審査機関」という。）に対して参加者を募集するものとします。

ウ 研修会においては、GAP 認証審査員に関して、審査の円滑化に資する全般的な知識の習得を目的とした研修を実施するものとします。なお、研修会のカリキュラムには原則として以下の内容を含めるものとします。

a 国際水準GAPに関し、特にリスク管理、トレーサビリティに焦点を当てた内容

b 実際の審査を想定したケーススタディ

c 審査に際し必要となる生産資材に関する関連法令等

エ 研修効果を高めるため、研修会の参加者に対して事前学習資料を提供するものとします。

オ 研修を受講したGAP認証審査員に対して、研修受講証明書を発行するものとします。

3 研修受講の成果の確認

本事業の研修会に参加したGAP認証審査員が、研修会受講の成果を審査に十分に活用できているかを測るものとします。なお、事業実施主体は、1及び2より得られた成果をとりまとめ、必要に応じ、GAP認証の運営主体に対し、制度に関する提案を行うものとします。

第 2 応募者の要件

1 本事業に応募できる者は、民間団体等から構成された共同事業体及び民間団体等とします。なお、事業実施主体は、本事業を実施するにあたっては、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならないものとします。

(1) 1に掲げる民間団体等とは、次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立研究開発法人又は協議会とします。

ア 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

イ 日本国内に所在し、交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

ウ その役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(2) 1に掲げる民間団体等から構成された共同事業体、また、1（1）に掲げる協議会は、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、構成員、意思決

定の方法、事務・会計の処理方法及び責任者、財産管理の方法、代表者印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした事業体の運営等にかかる規約が定められていることを要することとします。なお、本事業の実施を目的に、新規に事業体を設置する場合は、本事業の交付申請までに設置し、規約を作成することとします。

2 第1の2「研修会の開催」における参加者は、次に掲げる（1）から（3）までの要件を全て満たす者としてします。

（1）研修受講の応募時点でJGAP、ASIA GAP、GLOBAL G. A. P.において単独で農場審査を行うことが可能な資格を有し、かつ、審査会社と契約していること。

（2）今後もGAP認証審査業務に従事する意向があること。

（3）研修終了後に研修内容に基づき、他のGAP認証審査員への指導・助言を行うこと。

（4）研修の受講状況等に関する情報を審査機関に提供されることに同意すること。

3 事業実施主体は、交付等要綱第6第1項の規定に基づく事業実施計画書の提出と併せて、別添様式第3号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを農産局長に提出することとします。

第3 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じて事業の一部を第三者（事業実施主体の構成員を除く。）に委託することができるものとします。

なお、委託することができるのは、事業のうち、補助金額の50%未満に係る部分とし、事業の全部の委託は認めません。

第4 事業実施主体の採択基準

事業実施主体の採択基準は、次に掲げるとおりとします。

1 第1の1から3までに掲げる取組を必ず行うこと。

2 事業の取組内容が、推進体制、事業スケジュール等からみて適切であること。

3 中立・公正な立場で適切な事業を行う体制を有していること。

4 GAPの普及推進に当たり、関連する農業技術や農業経営に関して、研修受講者に対して総合的な視点から適切な指導や助言を行う手段を有していること。なお、当該手段には、GAPに関する専門的知見を有する外部有識者を、事業実施主体の求めに応じ招聘・派遣する方法を含む。

第5 事業の成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、以下のいずれの項目も設定することとします。

ア 研修会への参加人数について数値目標を設定すること。ただし、数値目標は30名以上とする。

イ 研修受講の成果を審査に十分に活用できていることを確認すること。その際、効果的な成果の確認方法となるよう、受講者への確認事項や方法等について設定すること。

2 目標年度

1に掲げる成果目標の達成にかかる目標年度は、本事業の事業完了年月日までとします。

第6 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、本事業に直接必要な別紙1に定める経費であって本事業に係るものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののものとします。
- 2 事業実施主体は、経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、別紙1に定める費目ごとに整理を行い、他の事業等を区別し、適切かつ明確に区分して計上するものとします。
- 3 次の取組は、補助対象としません。
 - (1) 事業実施主体の各構成員が自力若しくは他の支援により実施し、又は既に実施を完了した取組
 - (2) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
 - (3) 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費
 - (4) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告

第7 補助金の額

本事業の目標を1事業実施主体で達成しようとする場合、8,000千円以内とします。

なお、申請のあった金額については、事業の申請内容や補助対象経費の精査により減額する場合がありますので御留意ください。

第8 事業実施計画

別添様式第2号により作成するものとします。

第9 その他

1 管理運営

農産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとします。

2 不正行為に対する措置

農産局長は、事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとします。

別 紙 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短時間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額（5万円未満）な物品の経費 ・USBメモリ等の少額な記録媒体等	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議等への出席のための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、打合せを行うために要する経費	

謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集、説明会開催等について協力を得た専門家等に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体が行う業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		本事業を実施するために、事業実施主体（事業実施主体が共同事業体の場合は、その構成員となる民間団体等）が雇用した者や、従業員に対して支払う本事業での実働に応じた対価に係る経費（日給又は月給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・作業内容及び時間を記載し作業日誌をつけること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的、効果的な業務限り委託できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものの委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない試作、分析、加工等を行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

- (1) 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。
- (2) 本表は、事業実施主体が、当該事業の実施に当たり、支援対象となる支出費目を説明したものであるが、事業実施主体が共同事業体の場合、その構成員となる民間団体等に対しても支援対象となる支出費目です。
- (3) 上記の細目に係る支援額は、定額とします。
- (4) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとします。
 - ① 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - ② 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記 2

G A P 認証審査円滑化支援事業 審査基準

本事業の補助金交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目（採点基準）及びポイントは以下のとおりとする。
これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から補助金交付候補者を決定する。

	審査の項目・審査基準	ポイント
事業実施計画及び内容の妥当性・効率性	① 事業実施計画の内容が、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっているか。 a 事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっている。 b 事業の目的に沿っているが、具体的でない、又は妥当ではない。 事業の目的に沿っていない。	a 10ポイント b 5ポイント c 0ポイント
	② 事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく、実現性があるか。 a スケジュールに無理がなく、実現性がある。 b スケジュールに一部懸念を感じるが、実現可能なレベルにある。 c スケジュールに無理があり、実現可能とは言えない。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
	③ G A P 認証審査の円滑化に資する効果的な検討を実施できるよう検討会の有識者等の選定方法は妥当であるか。 a 妥当である b おおむね妥当であり、事業の実施には問題ない。 c 妥当ではない。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
	④ 事業の実施内容や方法に中立性が保たれているか。 a 中立性が十分に保たれている。 b 中立性がおおむね保たれており、事業の実施には問題はない。 c 中立性が保たれていない。	d 5ポイント e 3ポイント f 0ポイント
	⑤ 研修受講者の公募方法や支援内容は十分なものとなっているか。 a 十分に適切な方法や内容となっている。 b 方法が不十分又は内容が不十分である。 c 方法が不十分かつ内容も不十分である。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
	⑥ 研修受講者に対する、審査の円滑化に資する全般的な知識習得の手段は、十分なものとなっているか。 a 指導・助言を行う者は認証審査の円滑化に資する高度な専門的知見を有しており、高水準の指導・助言を期待できる。 b 指導・助言を行う者は認証審査の円滑化に資する最低限の専門的な知見を有しており、指導・助言は行える。 c 指導・助言を行う者が不在又は専門的な知見を有しておらず、指導・助言は行えない。	a 5ポイント b 3ポイント c 不採択
	⑦ 事業の実施内容や方法は、効率的な手法がとられているか。 a 十分に効率的な手法がとられている。 b おおむね効率的な手法がとられている。 c 効率的な手法となっていない。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
事業実施主体の適格性	① 事業を行う上で適切な事業実施体制となっているか。 a 十分に適切な事業実施体制となっている。 b 事業実施体制は整っているが、十分とは言えない。 c 事業実施体制が整っておらず、事業の遂行に支障を及ぼす。	a 5ポイント b 3ポイント c 不採択
	② 事業を行う上で適切な経理処理能力を有しているか。 a 有している。 b 有していない。	a 5ポイント b 不採択
交付決定取消しの原因となる行為	過去3カ年に交付決定取消しとなる行為はないか。 （農林水産省大臣官房予算課が別に作成する資料等により、事実関係の有無を確認） a なかった。 b あった。	a 0ポイント b -3ポイント

注 1：上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合は、不採択とする。

注 2：同点の場合には、満点の項目の多いものを採択するものとする。

（満点 計50点）

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者の役職氏名

有機 J A S 認証、G A P 認証取得等支援事業のうち
G A P 認証審査円滑化支援事業に係る応募申請書

有機 J A S 認証、G A P 認証取得等支援事業のうち G A P 認証審査円滑化支援事業に係る公募要領第 6 に基づき、関係書類を添えて応募する。なお、応募に関する担当者は次のとおりである。

【担当者】

所属・役職名

担当者氏名

電話番号 平日 9:00～17:00 に連絡可能な電話番号を記載

e-mail アドレス

(注) 関係書類として、実施する事業内容に応じた事業実施計画書等を添付すること。

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業
(GAP認証審査円滑化支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度： ○○ 年度（事業完了予定日： 年 月 日）

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注)協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス	
---	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス	
---	--

4 事業実施体制

--

(注)連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関連する研修会等の実績

--

(注) GAPに関連する研修会の開催実績その他取組実績があればその内容を記載すること。

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】

(検討会の開催方針、専門家の構成、活用方法について整理すること。)

【研修会の開催】

(想定する研修内容、受講者数、研修会開催方法、過去の研修会開催状況、効率的に実施するための工夫、費用を抑えるための工夫、認証審査の円滑化に効果的な研修方法等について整理すること。)

【研修受講の成果の確認】

(研修受講者の成果の取りまとめ方法等について整理すること。)

3 成果目標

4 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由又は見識

(注) 適宜、行を追加すること。

5 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額				
(2) 研修会の開催	定額				
(3) 研修受講の成果の確認	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
		うち		うち	増		減	
		国庫補助金		国庫補助金	うち		うち	
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額（円）		備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		事業費	うち補助金申請額	
（１）検討会の開催				
費目				
小 計				
（２）研修会の開催				
費目				
小 計				
（３）研修受講の成果の確認				
費目				
小 計				
合 計				

- （注） 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載してください。
 2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
 3 金額は、第３の１及び２の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
 4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
 5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）を添付してください。
 6 その他農産局長が必要と認める資料を添付してください。

農産局長 殿

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時

（します）

	（１）適正な施肥	
☐	①	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討
	（２）適正な防除	
☐	②	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）
	（３）エネルギーの節減	
☐	③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
☐	④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
☐	⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	（４）悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑥	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	⑧	資源の再利用を検討
	（６）生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
☐	⑩	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
	（７）環境関係法令の遵守等	
☐	⑪	みどりの食料システム戦略の理解
☐	⑫	関係法令の遵守
☐	⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
☐	⑭	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
☐	⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

GAP認証審査円滑化支援事業に係る申請書類チェックシート

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

申請書類及び添付書類	必須	注意点	部数	チェック欄
事業実施計画書	◎	事業実施計画書を別紙様式により作成すること	2部	☐
協議会規約、定款等の写し	◎	代表者、意思決定方法、事務会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等の事項が記載されているもの	2部	☐
推進体制図	◎	事業の推進体制が確認できるもの	2部	☐
財務諸表	◎	事業実施主体の財務諸表	2部	☐
経費使用に関する参考資料	◎	経費の根拠となる資料	2部	☐
委託契約書		事業の一部を委託する場合は、契約書(案)を添付すること	2部	☐
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	◎	別記1の第2の3に定めるところにより別添様式第3号環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者・自治体等向け)を作成すること	2部	☐
提出書類チェックシート	◎	本シート	1部	☐
その他参考資料		事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること	2部	☐

注1) ◎印の付いた資料については、必ず提出してください。

注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合があります。

注3) 部数は、電子メール提出によらない場合。電子メール提出の場合は1部ずつ提出してください。